

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

年金生活者支援給付金の支給に関する
法律の施行に伴う対応について

計 18 枚（本紙を除く）

Vol.737

令和元年8月22日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3975、3971、3979、3949)

FAX : 03-3503-7894

老推発 0822 第 1 号
老高発 0822 第 1 号
老振発 0822 第 1 号
老老発 0822 第 3 号
年管管発 0822 第 6 号
令和元年 8 月 22 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長

（ 公 印 省 略 ）
老 健 局 高 齢 者 支 援 課 長
（ 公 印 省 略 ）
老 健 局 振 興 課 長
（ 公 印 省 略 ）
老 健 局 老 人 保 健 課 長
（ 公 印 省 略 ）
年 金 局 事 業 管 理 課 長
（ 公 印 省 略 ）

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行に伴う対応について
（協力依頼）

厚生労働行政の推進につきまして、平素から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号。以下「給付金法」という。）が、令和元年 10 月 1 日から施行されます。

給付金法の施行により、老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金（以下「基礎年金」という。）の受給者のうち、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下である等の要件を満たす方は、年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）の支給対象となります。

給付金を受給するためには、原則として、日本年金機構（以下「機構」という。）

から送付する給付金請求書を提出する必要がある、具体的には、主として以下のような区分に応じて、関係書類が送付されます。

- ・ 平成 31 年 4 月 1 日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方（以下「給付金 T A 対象者」という。）に対しては、機構から、令和元年 9 月以降順次、給付金のターンアラウンド請求書（以下「給付金 T A 請求書」という。別添 1－2 参照）を、年金関係の通知をお送りしている住所へ送付することとしています。
- ・ 平成 31 年 4 月 2 日以降に 65 歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方（以下「老齢基礎年金新規請求者」という。）に対しては、機構から、65 歳の誕生月の約 3 カ月前に、給付金請求書（別添 2－2 参照）を、年金請求書と同封して送付しています。
- ・ その他の方（例：特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合（私学事業団を含む。以下同じ。）へ基礎年金を請求する方等）に対しては、受給する年金に応じた給付金の御案内等が送付されます。

これらを受けて、給付金 T A 対象者等は、給付金 T A 請求書等により給付金請求手続等を行っていただくことが必要となりますが、給付金 T A 対象者等の中には、介護保険施設入所者等の介護保険サービスを利用している方や、在宅の場合であっても、御自身だけでは手続が困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃるものが想定されます。

つきましては、介護保険施設等へ給付金 T A 請求書や給付金請求書等が送付された場合には、確実に、給付金 T A 対象者等のお手元へ届けていただくとともに、可能な限りの御協力（例：給付金 T A 対象者等から助言等を求められた場合に、給付金を受け取るためには請求書の内容を十分に確認し請求書を返送していただく必要があることや、不明点については「給付金専用ダイヤル」や「ねんきんダイヤル」へ相談可能であることをお伝えいただく等）をいただく等、給付金の支給手続に遺漏なきよう、格別の御配慮をお願いします。

具体的には、下記のような対応をお願いしたいので、貴管内市区町村及び貴管内介護保険施設等への周知方よろしく願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

記

I. 給付金 T A 対象者への対応

1 給付金 T A 請求書が届いたことを確認した場合の取扱い

機構から令和元年 9 月以降、順次、給付金 T A 対象者に対して、ハガキ形式の給付金 T A 請求書（別添 1－2）を、年金関係の通知をお送りしている住所へ送付することとしています。

給付金 T A 請求書には、既に給付金 T A 対象者の情報が印字されているため、氏名や連絡先を記載する等の簡易な手続きのみ必要となっており、給付金 T A 対象者が給付金 T A 請求書へ記入し、郵便ポストへ投函することにより請求手続を行っていただくこととなります。（給付金の請求の流れについては、参考 1 参照）

したがって、給付金 T A 対象者が居住する関係施設へ給付金 T A 請求書が封入された封筒（別添 1－1）が届いた場合や、介護職員等が給付金 T A 対象者の自宅等を訪問した際に、この封筒が届いていることを確認した場合は、給付金 T A 対象者に対して、その封筒を確実にお届けいただいた上で、

- ① 封筒の中身が、給付金を受け取るための大切なお知らせであり、御自身で内容を十分に御確認いただく必要があること
- ② 給付金を受け取るためには同封されている給付金 T A 請求書に氏名等を記入して返送していただく必要があること、また、給付金 T A 請求書はなるべく一週間以内（※ 1）にご提出いただきたいこと
- ③ 御不明点等については、「給付金専用ダイヤル」に相談可能であること（別添 1－3 のリーフレットの電話番号を参照）

をお伝えいただく等、可能な限り御協力をお願いいたします。

2 御自身による確認等が困難な場合の取扱い

給付金 T A 対象者が認知症である等により、御自身にて給付金 T A 請求書を確認することが困難といった事情がある場合は、介護職員等から、御家族、身元引受人又は後見人等に対して、その封筒を確実にお届けいただいた上で、給付金 T A 請求書の確認を依頼していただくよう、可能な限り御協力をお願いいたします。

なお、給付金 T A 請求書の氏名等を自筆で書くことが困難な場合には、代理人等が代筆することが可能です。この場合は、御本人の押印が必要となります。

3 管轄の年金事務所との連携

御不明点等がある場合には、お近くの年金事務所

(<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>) へ御相談ください。

Ⅱ. 老齢基礎年金新規請求者への対応

1 年金請求書（給付金請求書を含む。）が届いたことを確認した場合の取扱い

老齢基礎年金新規請求者に対しては、機構から、65歳の誕生月の約3カ月前に、A4サイズの給付金請求書（別添2-2）を、年金請求書と同封して送付しています。（※2）（給付金の請求の流れについては参考1参照）

したがって、老齢基礎年金新規請求者が居住する関係施設へ年金請求書と給付金請求書が封入された封筒（別添2-1）が届いていることを確認した場合や、介護職員等が老齢基礎年金新規請求者の自宅等を訪問した際に年金請求書と給付金請求書があわせて届いていることを確認した場合は、老齢基礎年金新規請求者に対して、その封筒を確実にお届けいただいた上で、

- ① 封筒の中身が、年金や給付金を受け取るための大切なお知らせであり、御自身で内容を十分に御確認いただく必要があること
- ② 年金や給付金を受け取るためには年金請求書や給付金請求書に氏名等を記入して提出する必要があること
- ③ 年金や給付金の請求手続に関する御不明点等については、「ねんきんダイヤル」に相談可能であり、また、年金事務所の窓口においても、年金や給付金の請求手続に関する相談を、事前に予約した上で実施していること（別添2-1の封筒に記載の「ねんきんダイヤル」等の電話番号を参照）をお伝えいただく等、可能な限り御協力をお願いいたします。

2 御自身による確認等が困難な場合の取扱い

老齢基礎年金新規請求者が認知症である等により、御自身にて給付金請求書等を確認することが困難といった事情がある場合は、介護職員等から御家族、身元引受人又は後見人等に対して、その封筒を確実にお届けいただいた上で、給付金請求書等の確認を依頼していただくよう、可能な限り御協力をお願いいたします。

なお、給付金請求書等の氏名等を自筆で書くことが困難な場合には、代理人等が代筆することが可能です。この場合は、御本人の押印が必要となります。

3 管轄の年金事務所との連携

御不明点等がある場合には、お近くの年金事務所へ御相談ください。

Ⅲ. その他の方（特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合へ基礎年金の請求書を提出する方等）への対応

1 給付金の御案内等が届いたことを確認した場合の取扱い

特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合へ基礎年金の請求書を提出する方（※3）等（以下「特別支給の老齢厚生年金の受給者等」という。）に対しては、それぞれ、機構又は共済組合から、受給する年金に応じた給付金の御案内等が送付されます。（給付金の請求の流れについては参考1参照）

したがって、特別支給の老齢厚生年金の受給者等の居住する関係施設へ給付金の御案内等が封入された封筒が届いた場合や、介護職員等が特別支給の老齢厚生年金の受給者等の自宅等を訪問した際に、給付金の御案内等が封入された封筒が届いていることを確認した場合は、特別支給の老齢厚生年金の受給者等に対して、その封筒を確実にお届けいただいた上で、

- ① 封筒の中身が、年金や給付金を受け取るための大切なお知らせであり、御自身で内容を十分に御確認いただく必要があること
- ② 年金や給付金を受け取るためには年金請求書や給付金請求書に氏名等を記入して提出する必要があること
- ③ 年金や給付金の請求手続きに関する御不明点等については、「ねんきんダイヤル」等（各共済組合からの年金の御案内については各共済組合が指定する電話番号）に相談可能であり、また、年金事務所の窓口においても、年金や給付金の請求手続きに関する相談を、事前に予約した上で実施していること

をお伝えいただく等、可能な限り御協力をお願いいたします。

2 御自身による確認等が困難な場合の取扱い

特別支給の老齢厚生年金の受給者等が認知症である等により、御自身にて給付金の御案内等を確認することが困難といった事情がある場合は、介護職員等から御家族、身元引受人又は後見人等に対して、その封筒を確実にお届けいただいた上で、給付金の御案内等の確認を依頼していただくよう、可能な限り御協力をお願いいたします。

なお、年金請求書や給付金請求書の氏名等を自筆で書くことが困難な場合には、代理人等が代筆することが可能です。この場合は、御本人の押印が必要となります。

3 管轄の年金事務所との連携

御不明点等がある場合には、お近くの年金事務所へ御相談ください。

※1 一週間を過ぎても手続きは可能です。ただし令和元年12月末日を過ぎて手続きをした場合、令和2年2月分からの給付金のお支払いとなり、令和元年10月分から令和2年1月分までの給付金を受け取れません。

※2 障害基礎年金・遺族基礎年金を新規に請求する場合は、その方からの請求により、所定の年金請求書にあわせてA4サイズの給付金請求書が送付されます。この場合もⅡの老齢基礎年金新規請求者と同様の対応をお願いします。

※3 以下のような場合が該当します。

- ・ 共済組合のみに加入していた方が老齢基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- ・ 共済組合に加入している期間中に初診日がある方が当該病気やケガにより障害基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- ・ 共済組合の加入者であった方が亡くなった場合に、加入者の遺族が遺族基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合

(参考)

年金生活者支援給付金制度の概要等については、参考2や以下の厚生労働省ホームページも御参照願います。

<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html>

別添資料集

I . 給付金TA対象者※へ送付する給付金TA請求書等

※ 平成31年4月1日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方

I . に該当する方への送付物

別添1－1 封筒

別添1－2 給付金TA請求書

別添1－3 給付金手続きに関するリーフレット

I .に該当する方(給付金TA対象者※)へ送付する封筒

※平成31年4月1日時点で基礎年金を受給しており、かつ、
給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方

年金生活者を支援する給付金を
受け取るための大切なお知らせです。

料金後納
郵便



(開封前に宛名をご確認ください。)

重要手続き書類在中

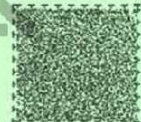


日本年金機構
Japan Pension Service

〒108-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

※このマークは、音声コードです。
目の不自由な方も封筒情報を
音声で聞くことができます。



あなたは年金生活者支援給付金を
受け取ることができるため
同封のはがきを提出してください

『日本年金機構ホームページ』 <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

二次元
コード

別添1-1の封筒に封入するリーフレット表面(案)

はがき（年金生活者支援給付金請求書）の書き方と見方

■ 記入例

牛乳士生活支援給付金申請書

年金生活者支援給付金を申請いたします。

① 氏名 **大 崎 金 子**

② 住所 **〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1**

③ 電話番号 **03-XXXX-XXXX**

④ 生年月日 **X999年99月99日**

⑤ 年金番号 **123456789012**

⑥ 給付金 太郎

⑦ 申請書番

⑧ 印鑑欄

※上記の枠内を必ず記入ください。

○ 日本年金会様では、請求者本人やご家族（世帯主）の所得情報と市町村から提供した、年金生活者支援給付金の額を付しています。（所得に関する情報については、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）

- ① 下記⑦～⑨をすべてご記入ください。
- ⑦ 本はぎの宛名に記載のある氏名を書いてください。
- ※ 自筆署名の場合、押印は不要です。
- ⑧ 記入した日を書いてください。
- ⑨ 日中通じる電話番号を書いてください。
- ② 同封の目隠しシールを、⑦⑧⑨の面を覆うように貼ってください。
- ③ 表面に切手を貼り、郵便ポストへご投函ください。

※ はがき（年金生活者支援給付金請求書）は折り曲げたり、目隠しシール以外のシール等を貼ったりしないでください。

■年金生活者支援給付金の見込み額

[illegible]

- **赤床の見込額**（月額）は、2019年8月時点で受給していた年金をもとに算出しています。

給付金のお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ！

給付金専用ダイヤル : 0570-05-4092 (ナビダイヤル)
050 50 から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 03-5539-2216

＜受付時間＞

月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

* 月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで。
* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○ お問い合わせの際は、はがき（年金生活者支援給付金請求書）をご用意ください。
(注) 間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

(注) 間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

年金生活者支援助付金請求手続きの
ご案内リーフレット

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- ✓ 本案内は年金生活者支援給付金が受け取れる方に、ご案内しています。
- ✓ 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に、必要事項をご記入の上、なるべく一週間以内※1にご提出ください。

■ 請求手続きの流れ

- ① 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を切り取り線に沿って切り離し、氏名などを記入

- ② 目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函

- ・ 2019年10月※²に、支給決定通知書が到着
- ・ 2019年12月上旬※²に、振込通知書が到着

- ③ 12月中旬※²に、受給している年金と同時※³に、年金生活者支援給付金を支給

【ご注意ください】

- ※1 一週間を過ぎても手続きは可能です。ただし2019年12月末日を過ぎて手続きをした場合、2020年2月分からの年金生活者支援給付金のお支払いとなり、2019年10月分～2020年1月分の年金生活者支援給付金を受け取れません。
- ※2 ご提出時期により、上記日程は異なります。
- ※3 年金生活者支援給付金のお支払いは、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別添お支払いします。

ご不明な点がございましたら、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

『給付金専用ダイヤル』: 0570-05-4092 (ナビダイヤル)

別添1-1の封筒に封入するリーフレット裏面(案)

支給要件と給付額の計算方法

給付金種別が「老齢」の方

■ 支給要件 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金※を受けている
 - ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
 - ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である
- ※ 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

■ 給付額

基準額に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります※1。

- ① 保険料納付済期間に基づく額 (月額)
$$= 5,000円 \times \text{保険料納付済期間}^{\ast 2} / 480月$$
- ② 保険料免除期間に基づく額 (月額)
$$= 10,834円^{\ast 3} \times \text{保険料免除期間}^{\ast 2} / 480月$$

- ※1 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下の方には、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。
- ※2 給付額の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等で確認できます。
- ※3 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は10,834円(老齢基礎年金満額(月額)の1/5)、保険料1/4免除期間は5,417円(老齢基礎年金満額(月額)の1/12)となります。毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動します。

給付額の例

▶ 納付済月数が480カ月、全額免除月数が0カ月の場合

- ① $5,000円 \times 480 / 480月 = 5,000円$ ② $10,834円 \times 0 / 480月 = 0円$
- <合計> ① 5,000円 + ② 0円 = 5,000円 (月額)

給付金種別が「障害」の方

■ 支給要件 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 障害基礎年金※1を受けている
 - ② 前年の所得額が「4,621,000円 + 扶養親族の数×38万円※2」以下である
- ※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。
- ※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額

- 障害等級が2級の方 : 5,000円 (月額)
- 障害等級が1級の方 : 6,250円 (月額)

給付金種別が「遺族」の方

■ 支給要件 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 遺族基礎年金を受けている
 - ② 前年の所得額が「4,621,000円 + 扶養親族の数×38万円※」以下である
- ※ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額

- 5,000円 (月額)

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,000円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

留意事項

■ 添付書類は不要

- ・ 市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定していますので、基本的に課税証明書等の添付は必要ありません。
- ※ 所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合があります。
- ※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に、正しく申告する必要があるります。
- ・ 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- ・ 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」をお送りします。

■ 給付額の改定

- ・ 給付額は、毎年度、物価の変動による改定(物価スライド改定)があります。
- ・ 給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金額改定通知書」をお送りします。

■ 年金生活者支援給付金が支給されない場合

※ このご案内をお送りした方も同様です。

- ・ 次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。
- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 年金が全額支給停止のとき
- ③ 刑事施設等に拘禁されているとき
- ・ ①または③の場合は必ず届出が必要となりますので、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。

■ ご記入が困難な場合

- ✓ 請求書の氏名などを自筆で書くことが困難な場合には、代理人などがご本人の氏名をご記入いただけます。この場合は、押印が必要となります。

別添資料集

Ⅱ. 老齢基礎年金新規請求者※へ送付する給付金請求書等

※ 平成31年4月2日以降に65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方

Ⅱ. に該当する方への送付物

別添2-1 封筒

別添2-2 給付金請求書及び給付金手続きに関するリーフレット

Ⅱ.に該当する方(老齢基礎年金新規請求者※)へ送付している封筒

※平成31年4月2日以降に65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方。

開封前に宛名をご確認ください

あなたの年金 簡単便利なねんきんネット! ☆
年金の支払いに関する通知書等をパソコンからダウンロードできます

https://www.nenkin.go.jp/net/ ねんきんネット

料金後納郵便

親展

大切な書類です。(開封前に宛名をご確認ください)

日本年金機構
Japan Pension Service

提出はお近くの年金事務所へ!
来訪の際には、**予約相談**をご利用ください。

年金のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ!
来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ!

「ねんきんダイヤル」年金相談に関する一時的なお問い合わせ

0570-05-1165

ナビダイヤル 090から始まる電話でおかけになる場合は (東京)03-6700-1165

<受付時間> 月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金 曜 日 午前8:30～午後5:15
第2土 曜 日 午前9:30～午後4:00

*お電話が混雑の場合は、最速で繰り置き番号に午後7:00まで待機をお願いします。
*転送(第2土曜日は除く)、12月26日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ

0570-05-4890

ナビダイヤル 090から始まる電話でおかけになる場合は (東京)03-6631-7521

<受付時間> 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15
*土曜日は、12月28日～1月3日まで利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

年内年金生活者支援給付金のご案内

(2019年10月開始)

- ✓ 年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、高齢者の方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。
- ✓ 支給要件に該当しない場合は支給されません。
※ 支給要件等の詳細は裏面をご覧ください。
- ✓ 給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。

北 經 手 袋 請

- ① 請求書に、氏名などを記入
- ➡
- ② 65歳になる誕生日の前日以降に、年金の請求書と一緒に提出
※ 原則、添付書類は不要です。

- ③ 審査の後、2019年10月以降に、通知書が到着
※ 給付金の通知書は年金証書送付後にお送ります。

- ④ 基準額 月額5,000円※の給付金が年金に上乗せ支給
※ 実際の金額は、納付済期間等により異なります。

- ・ 給付金のお支払いは、2か月分を翌々月の中旬に年金と同じ口座に振り込みます。
(例えば、10月分と11月分を12月中旬に振り込みます。)
- ・ 2019年12月までに請求された場合、制度がはじまる2019年10月分からのお支払いとなります。2020年1月以降に請求が遅れると、さかのぼって支払いがされず、請求した月の翌月分からの支払いとなりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

年金生活者支援給付金請求書

図書館コード	712	※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。																							
①個人番号（マイナンバー） または基礎年金番号																									
②氏名		フリガナ		姓										名		印									
③生年月日		5		昭和						年						月						日			
④住所		〒		—																					
		電話番号（ ）																							

※ ①～④の上記空白欄内にご記入ください。

※署名が自筆の場合は、押印は必要ありません。

※ 給付金は、年金の受取口座と同じ金融機関へお支払いします。

【日本年金機構記入欄】※以下、記入しないでください。

給付金種別		1. 老齢		2. 障害		3. 遺族	
⑧ 所得額 所得金額 円							
⑨ 認定年月日				⑩ 請求年度			
年	月	日					
9							
⑪ 不認定年月日				⑫ 不認定事由			
年	月	日				9	

認定年月日

請求年度

不認定年月日

不認定事由

所得額

所得金額

円

認定年月日

請求年度

不認定年月日

不認定事由

所得額

所得金額

円

日 月 年 付 票 所 務 事 務 所

市 区 町 村 日 月 年 季 付

(請 求 書 裏 面)

留意事項

請求書の提出をいただく際には、次のすべての支給要件を満たしていることが必要です。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている方※1
- ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている方※2
- ③ 前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下である方

※1 老齢基礎年金が決定されている必要があります。老齢基礎年金の決定がされていない場合は給付金は支給されません。

※2 市町村の所得情報を利用して、日本年金機構において要件を満たしているかどうか判定しますので、課税証明書等の添付は必要ありません。(所得情報を確認できない場合など、ご提出をお願いする場合もございます。)

所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

(注) 日本国内に住所がないとき、老齢基礎年金が全額支給停止のとき、刑事施設等に拘禁されているときは、支給されません。

給付額と計算方法

老齢年金生活者支援給付金の給付額は、月5,000円を基準とし、保険料納付済期間等に応じて算出されます※1。

老齢年金生活者支援給付金は①と②の合計額となります。※1

① 保険料納付済期間に基づく額 (月額)
= 5,000円※2 × 保険料納付済期間 / 480月

② 保険料免除期間に基づく額 (月額)
= 約10,800円※2※3 × 保険料免除期間 / 480月

※1 前年の年金収入額と所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下である方には、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

※2 毎年物価スライドにより改定

※3 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間については約10,800円、保険料1/4免除期間については、約5,400円となります。

【給付額の例】

▶ 納付済月数が420カ月、全額免除月数が0カ月の場合

- ① 5,000円×420/480月=4,375円
- ② 10,800円×0/480月=0円 ①+②=4,375円+0円=4,375円 (月額)

▶ 納付済月数が240カ月、全額免除月数が60カ月の場合

- ① 5,000円×240/480月=2,500円
- ② 10,800円×60/480月=1,350円 ①+②=2,500円+1,350円=3,850円 (月額)

▶ 納付済月数が60カ月、全額免除月数が240カ月の場合

- ① 5,000円×60/480月=625円
- ② 10,800円×240/480月=5,400円 ①+②=625円+5,400円=6,025円 (月額)

ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

参考資料集

(参考1)請求の流れ

(参考2)給付金の概要

給付金の請求の流れ

参考 1

・ご不明点につきましては、封筒や同封のリーフレットでご案内しているお問い合わせ先にご相談ください。

【Ⅰに該当する方】給付金T A対象者

(平成31年4月1日時点で老齢、障害、遺族基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方)

別添 1 参照



日本年金機構から
給付金T A請求書
が郵送される
(令和元年9月頃)



給付金T A請求書
に氏名などを記入



切手を貼って
投函する
(令和元年10月
18日まで)

【Ⅱに該当する方】老齢基礎年金新規請求者

(平成31年4月2日以降に65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方、又は障害・遺族基礎年金を新規に請求する方)

別添 2 参照

・平成31年4月2日以降
に65歳に到達し、老齢基
礎年金の請求を行う方
に対しては、機構から、年金
請求書と給付金請求書が
郵送される。(※1)
(誕生日の3か月前)

(※1) 障害・遺族基礎年金を
新規に請求する方に対しては、その
者の請求により、所定の年金請求
書と給付金請求書が郵送される。



市区町村で年金請求に
必要な添付書類の入手



年金請求書と
給付金請求書を記入



年金請求書と給付金請
求書について、あわせ
て年金事務所へ相談・
提出(※2)
(誕生日の前日以降)

(※2) 第1号被保険者期間
等に初診日等のある者に係
る請求書は市区町村へ提出。
(障害の場合)

【Ⅲに該当する方】その他の方

(特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合へ基礎年金の請求書を提出する方等)

・受給する年金の状況に応じて、それぞれ異なる封筒が順次届きます。

特別支給の老齢厚生年金 の受給者

年金請求書と一体型の給付金請求
書(はがき形式)を送付
(65歳の誕生日の前月末：令和元年
10月に65歳到達の者から)



請求方法

年金請求書と一体型の給付金請求
書(はがき形式)を日本年金機構
へ提出
(切手を貼って投函)

老齢基礎年金の 繰上げ受給者

給付金請求書(はがき形式)を送
付
(65歳の誕生日の前月末：令和元年8
月に65歳到達の者から)



請求方法

給付金請求書(はがき形式)を日
本年金機構へ提出
(切手を貼って投函)

共済関係

老齢基礎年金を 新規に請求する方(共済)

共済組合から、給付金のリーフ
レットを年金請求書に同封して送
付(65歳の誕生日前※3)



請求方法

- 年金事務所又はねんきんダイ
ヤルに相談後、給付金請求書
は年金事務所へ提出
- 年金請求書は共済組合へ提出

障害・遺族基礎年金を 新規に請求する方(共済)

初診日が共済加入期間の方(障
害)や死亡した加入者の家族の方
(遺族)等に対して、その者の請
求により、共済組合から、給付金
請求書等を年金請求書に同封して
送付



請求方法

- 給付金請求書は年金事務所へ
提出
- 年金請求書は共済組合へ提出

(※3) 共済組合によって送付時期が異なります。

- 年金生活者支援給付金は、本年10月1日からの消費税率引き上げ分を活用し、**公的年金制度等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するもの。**
- 給付金を受給するためには、「**年金生活者支援給付金請求書**」の提出が必要。

老齢年金生活者支援給付金の概要

【支給要件】

- 以下の支給要件の**全てを満たしている方が対象**。
 - 65歳以上で老齢基礎年金の受給者であること(※)
 - 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税であること
 - 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得(給与所得や利子所得等)との合計額が、879,300円以下であること。

(※) 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象。

【給付額】

- **基準額に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となる。**

① 保険料納付済期間に基づく額(月額)

$$= 5,000円(※2) \times \text{保険料納付済期間}(※1) / 480月$$

② 保険料免除期間に基づく額(月額)

$$= 10,834円(※3) \times \text{保険料免除期間}(※1) / 480月$$

(※1) 給付金の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、年金証書や支給額変更通知書等で確認可能。

(※2) 毎年度、物価変動に応じて改定。

(※3) 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は10,834円(老齢基礎年金満額(月額)の1/6)、保険料1/4免除期間は5,417円(老齢基礎年金満額(月額)の1/12)。毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動。

- ◆ 前年の年金収入額とその他の所得の合計が779,300円を超えており、879,300円以下の方には、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給される。

障害・遺族年金生活者支援給付金の概要

【支給要件】

- 以下の支給要件の**全てを満たしている方が対象**。
 - 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
 - 前年の所得額が「4,621,000円＋扶養親族の数×38万円(※)」以下である

(※) 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となる。

【給付額】

- 障害等級2級の者または遺族である者 = 5,000円(※)(月額)
- 障害等級1級の者 = 6,250円(※)(月額)

(※) 毎年度、物価変動に応じて改定。

その他

【施行日】 令和元年10月1日(消費税率10%への引き上げの日)

(※) 10月施行のため、初回の給付金支払いは、10月・11月分を12月に支給。

【手続】 本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施し、年金と同様に2ヶ月毎に支給。

※ 給付金を受給するに当たっての留意事項

- (1) 申請を行う際は原則、課税証明書等の添付は必要なし。
- (2) 支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要。支給要件に該当しなくなった場合は、日本年金機構から「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送付される。
- (3) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、給付金の支給対象外となる。
 - ①日本国内に住所がない
 - ②年金が全額支給停止
 - ③刑事施設等に拘禁されている

給付金に関する問い合わせ先：「給付金専用ダイヤル」

TEL: 0570-05-4092 050から始まる電話でおかけになる場合は(東京) 03-5539-2216